

In transition

The latest on IFRS 17 implementation

pwc

No. INT2018-05
25 October 2018

IASBは、IFRS第17号の将来の潜在的な改正の評価基準に同意する

IASBは、IFRS第17号の将来の改正に関して高いハードルが設定される
との見解を述べる

目次	
要約	1
背景	1
審議会で議論された項目	2
IFRS第17号の潜在的な改正の評価基準	2
具体的な懸念事項と適用上の課題	3
次のステップ	3

要約

2018年10月24日、国際会計基準審議会(以下「IASB」とする)は、国際財務報告基準(IFRS)第17号「保険契約(以下、「IFRS第17号」とする)の将来の潜在的な改正の評価基準について全会一致で合意した。IASBは、評価基準は、基準変更に関して高いハードルを設定していると指摘した。また、いかなる提案された改正も、狭い範囲である必要があること、および発効日の大幅な遅延を避けるために迅速に検討する必要があることを指摘した。今後数カ月以内に、IASBは、発効日の延期を含むIFRS第17号の改正が正当化されるかどうかについて議論する。IASBが基準を改正することを決定した場合、いかなる改正も、公開草案の作成とその後の協議期間を含む、IFRS基準の改正に関するIASBのデュー・プロセスの対象となる。IASBは、IFRS第17号の発効日を延期する結果になった場合の、IFRS第9号「金融商品」(以下「IFRS第9号」とする)の一時的免除について懸念を共有した。

この「In transition」の見解は、10月24日の会議から得た我々の所見に基づいており、IASBが後日公表する会議の公式な議事録とはいくつかの点で異なる可能性がある。

背景

1. IFRS第17号の公表に関連し、IASBは、ワーキンググループである、移行リソース・グループを設置し、利害関係者が新基準の適用に関して提起された疑問点について議論を行うための公的なフォーラムを提供した。移行リソース・グループの目的は、IFRS第17号の適用から生じる適用上の疑問点に関する利害関係者へのサポートおよび審議会への情報提供を行うため、公的な議論の促進にある。

2. 基準公表後、IASBスタッフは、IFRS第17号の導入を補助するため、利害関係者との様々な活動にも取り組んできた。これらの活動や、移行リソース・グループの議論をとおして、スタッフは、IASBの意図しない方向に基準が解釈される可能性のある、いくつかの事例について認識するに至った。10月24日の会合で、IASBのスタッフは、IASBに対し、関係者から提起された25の懸念と適用上の課題のリストを提示した。

審議会で議論された項目

3. 移行リソース・グループに提出された論点の記録および 2018 年 9 月の移行リソース・グループ会議の IASB による要約を含め、4 つのスタッフ・ペーパーが作成された(こちらで入手可能)。IASB は、スタッフが作成した 2018 年 9 月の移行リソース・グループ会議の要約についてはコメントせず、IASB 会議での議論は、主に、IFRS 第 17 号の潜在的な改正の評価基準に焦点を当てたものであった。

IFRS 第 17 号の潜在的な改正の評価基準

4. 基準の公表後、IASB は、財務諸表の作成者および利用者の双方からフィードバックを受領している。スタッフは、500 以上の財務諸表利用者にインタビューを行っており、このアウトリーチをとおして、基準について肯定的な意見を IASB が受領していると指摘した。

5. IASB は、IFRS 第 17 号に何らかの改正を行うべきかどうかを評価するために、スタッフが識別した以下の評価基準が適用されるべきであることに合意した。

- この改正により、財務諸表利用者に対して IFRS 第 17 号により提供されたであろう情報と比較して、有用な情報が著しく失われることはない。いかなる改正も、以下を生じさせない。
 - 保険契約を発行する企業の財務諸表における情報の関連性と忠実な表現の減少。
 - 比較可能性の低下や、IFRS 第 17 号内を含めた IFRS 基準内の不整合、あるいは財務諸表利用者にとっての複雑性の増大による、理解可能性の低下。
- この改正は、現在進行中の適用プロセスを不当に混乱させたり、IFRS 第 17 号の適用日を不当に遅らせたりするものではない。

6. 上記の評価基準に加えて、IASB のメンバーは、IASB のスタッフに対し、費用対効果の分析を検討し、基準を審議する際に既に考慮されていたもの以上の、新たな議論や情報が利用可能かどうかについての見解を提供するため、関係者が提起した各議題についての分析を拡大するよう要請した。すなわち、IASB のメンバーの中には、審議で考慮されなかった新たな情報がスタッフから提示されない限り、懸念についての再審議を望まない者もいた。

7. IASB は、懸念事項および適用上の課題として識別された 25 のトピックを認識し、一部の IASB のメンバーは、いくつかのトピックについて明確化またはさらなる情報を求めるよう求めた。IASB のスタッフは、今後の会合において、各トピックについて個別にペーパーを作成し、第 1 に、IFRS 第 17 号を改正する必要があるかどうか、第 2 に、改正が合意された評価基準を満たしているかどうかを提示する。IASB のスタッフは、潜在的な改正が評価基準を満たすことに IASB が合意したとしても、これらの改正が実際に行われることを意味するものではないことを強調した。すなわち、評価基準を満たしても自動的に基準が改正されるわけではない。数名の IASB のメンバーやスタッフの中には、提案された改正案を、個別にだけでなく、全体として検討する必要があると指摘した。

8. IASB のメンバーは、より複雑性をもたらす基準になると信じているため、基準を改正することには消極的であり、多くの IASB のメンバーは、この会議において基準の改正について考えることにより非常に落胆したと述べている。IASB は、基準の発効日の改正や、IFRS 第 9 号が引き続き IFRS 第 17 号と同様に繰り延べられるかどうかについてはコメントしていない。しかし、IASB の議長は、保険会社が債券市場で非常に活発に活動しており、高利回りの債券を模索している保険会社もあるため、IFRS 第 17 号および第 9 号を適用しないことの影響を受け入れることは困難であるとの懸念を表明した。さらに続けて、議長は、保険会社が次の金融危機までに IFRS 第 9 号を適用しなければ、深刻な影響が及ぶのではないかと懸念を表明した。

具体的な懸念事項と適用上の課題

9. IASB のスタッフは、IFRS 第 17 号を改正する必要があるかどうかについての IASB による評価は、特定された評価基準を満たす改正以外の改正を制限する必要性とのバランスをとるべきであると提案した。IASB 会議での議論の基礎として、25 の懸念事項と適用上の問題点を要約した 61 ページの文書(こちらで入手可能)がスタッフにより作成された。

10. IASB は、以下の事項の一部についてのみコメントし、今後の会合において、IASB からのコメントへの対応を含め、議論をより詳細に継続することで合意した。スタッフは、基準に現れる順序で問題が列挙されていると述べた。

提起された懸念	
1	IFRS 第 17 号の適用範囲: 保険リスクを移転する貸付金およびその他の形式による与信
2	保険契約の集約レベル
3	契約の境界線外における更新に関する保険獲得キャッシュ・フロー
4	ロック・イン割引率の使用による契約上のサービス・マージンの調整
5	割引率およびリスク調整
6	企業集団におけるリスク調整
7	契約上のサービス・マージン: 一般モデルのカバー単位
8	契約上のサービス・マージン: リスク軽減の例外の限定適用
9	保険料配分アプローチ: 受取保険料
10	企業結合: 契約の分類
11	企業結合: 決済期間において取得した契約
12	保有再保険契約: 基礎となる保険契約が不利な場合の当初認識
13	保有再保険契約: 変動手数料アプローチの不適合性
14	保有再保険契約: 未発行の基礎となる保険契約から生じる期待キャッシュ・フロー
15	資産グループと負債グループの分離表示
16	財政状態計算書における表示: 未収保険料
17	保険金融収益または費用に関する OCI オプション
18	直接連動有配当保険契約の定義
19	期中財務諸表: 会計上の見積りの取扱い
20	IFRS 第 17 号の当初適用日
21	発効日: 比較情報
22	IFRS 第 9 号の一時的免除
23	経過措置: 移行方法の選択性
24	修正遡及アプローチ: さらなる修正
25	経過措置—公正価値アプローチ: 関連する金融資産に関するその他の包括利益

次のステップ

11. IASB は、基準の変更を提案する必要があるかどうかを含め、今後数カ月間、議論を継続する。IASB は、これらの議論が基準を変更する提案につながるかどうかについて言及するのは時期尚早であると指摘した。基準のいかなる改正も、公開草案の発行とコメント期間を含む IASB のデュー・プロセスに従う必要がある。IASB はすでに、この会議の短いメモを公表している(こちらで入手可能)。

PwC は、IFRS 第 17 号「保険契約」に関連して、以下の刊行物もしくは資料を作成しています。

- [In transition INT2018-04: TRG debates more IFRS 17 implementation issues](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [In transition INT2018-03: Amendments to IFRS 17 on the IASB Board agenda](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [In transition INT2018-02: Insurance TRG addresses unit of account, contract boundary, and coverage unit issues](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [In transition INT2018-01: Insurance TRG holds its first meeting on IFRS 17](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [In brief INT2017-05: IFRS 17 marks a new epoch for insurance contracts](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [In depth INT2017-04: IFRS 17 marks a new epoch for insurance contract accounting](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [Using Solvency II to implement IFRS 17](#) (原文英語のみ)
- [IFRS 17 – Redefining insurance accounting](#) (原文英語のみ)

© 2018 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.